

### 7.13 「保護林制度の改正について」により指定された保護林の区域

調査区域には、「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日27林国経第49号）により指定された保護林の区域はありません。

### 7.14 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた騒音に係る環境基準の種類の指定状況

「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号）第十六条第一項の規定により定められた騒音に係る環境基準は表4-2-25に、調査区域における騒音に係る環境類型区分図は図4-2-19に示すとおりです。

調査区域では、滋賀県や関係市町の告示により、A類型、B類型、C類型が指定されています。

表4-2-25 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。

注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（道路に面する地域）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注) 騒音の評価方法は、等価騒音レベルによる。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

## 7.15 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準の類型の指定状況

「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号）第十六条第一項及び「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」（昭和49年4月1日滋賀県告示第136号）の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準は表4-2-26に、河川における生活環境の保全に関する環境基準は表4-2-27に、湖沼における生活環境の保全に関する環境基準は表4-2-28に、地下水における水質汚濁に係る環境基準は表4-2-29に、調査区域における水質汚濁に係る環境基準類型指定図は図4-2-18に示すとおりです。

調査区域では、犬上川、愛知川、天野川が河川AA類型、日野川が河川A類型、宇曾川が河川B類型、琵琶湖が湖沼AA類型、湖沼II類型、湖沼生物A類型、湖沼生物1類型に指定されています。

表4-2-26 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値	備考
カドミウム	0.003mg/L以下	1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2：「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.02mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふっ素	0.8mg/L以下	
ほう素	1mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-2-27(1) 河川における水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

【河川（湖沼を除く。）：ア】

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	-
<p>備考1：基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>備考2：農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>備考3：水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。</p> <p>備考4：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>備考5：大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						

注1) 自然環境保全…自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級…ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級…沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級…前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級…ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級…サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級…コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級…沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級…薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級…特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全…国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-2-27(2) 河川における水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

【河川（湖沼を除く。）：イ】

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 4-2-28(1) 湖沼における水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

【湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）：ア】

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	-

備考 1：基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目（ $n$  は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする。

備考 2：農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

備考 3：水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

備考 4：水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

備考 5：水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。

備考 6：水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。

備考 7：大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 1) 自然環境保全…自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級…ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級…沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級…ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用水産 2 級…サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用水産 3 級…コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級…沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級…薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全…国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

**表 4-2-28(2) 湖沼における水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）**

【湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）：イ】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全 及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの） 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種 及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考1：基準値は、年間平均値とする。			
備考2：水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。			
備考3：農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。			

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

注 3) 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

注 4) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 4-2-28(3) 湖沼における水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

【湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）：ウ】

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1：基準値は、年間平均値とする。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

**表 4-2-28(4) 湖沼における水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）**

【湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）：エ】

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 1：基準値は、日間平均値とする。		
備考 2：底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 4-2-29 地下水における水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1: 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
備考 2: 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	

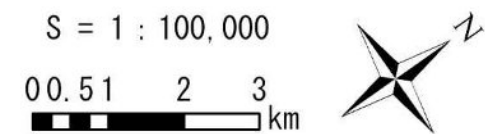
出典: 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号)



凡例

記号	
	河川、湖沼
	河川 AA 類型
	河川 A 類型
	河川 B 類型
	湖沼 AA 類型、湖沼 II 類型、湖沼生物 A 類型、湖沼生物 1 類型

凡例	
	都市計画対象道路事業実施区域



出典：「「河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」（告示）の改正等について」（平成21年11月30日、環境省報道発表資料）  
 「琵琶湖・東京湾における底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定について」（令和3年12月28日、環境省報道発表資料）  
 「滋賀の環境2022（令和4年版環境白書）【資料編】」（令和5年1月、滋賀県）  
 「国土数値情報（河川）」（令和5年4月現在、国土交通省HP）  
 「国土数値情報（湖沼）」（令和5年4月現在、国土交通省HP）

図 4-2-18 水質汚濁に係る環境基準類型指定図

## 7.16 環境基本法第十七条第一項の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

調査区域では、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第十七条第一項の規定により定められた公害防止計画は策定されていません。

## 7.17 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)第三条第一項及び第十七条第一項の規定により定められた自動車騒音の要請限度は表4-2-30に、調査区域における騒音に係る環境類型区分図及び自動車騒音の要請限度に係る地域指定図は図4-2-19に示すとおりです。

調査区域では、騒音に係る環境基準の地域におけるA類型がa区域、B類型がb区域、C類型がc区域として指定されています。

表4-2-30 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

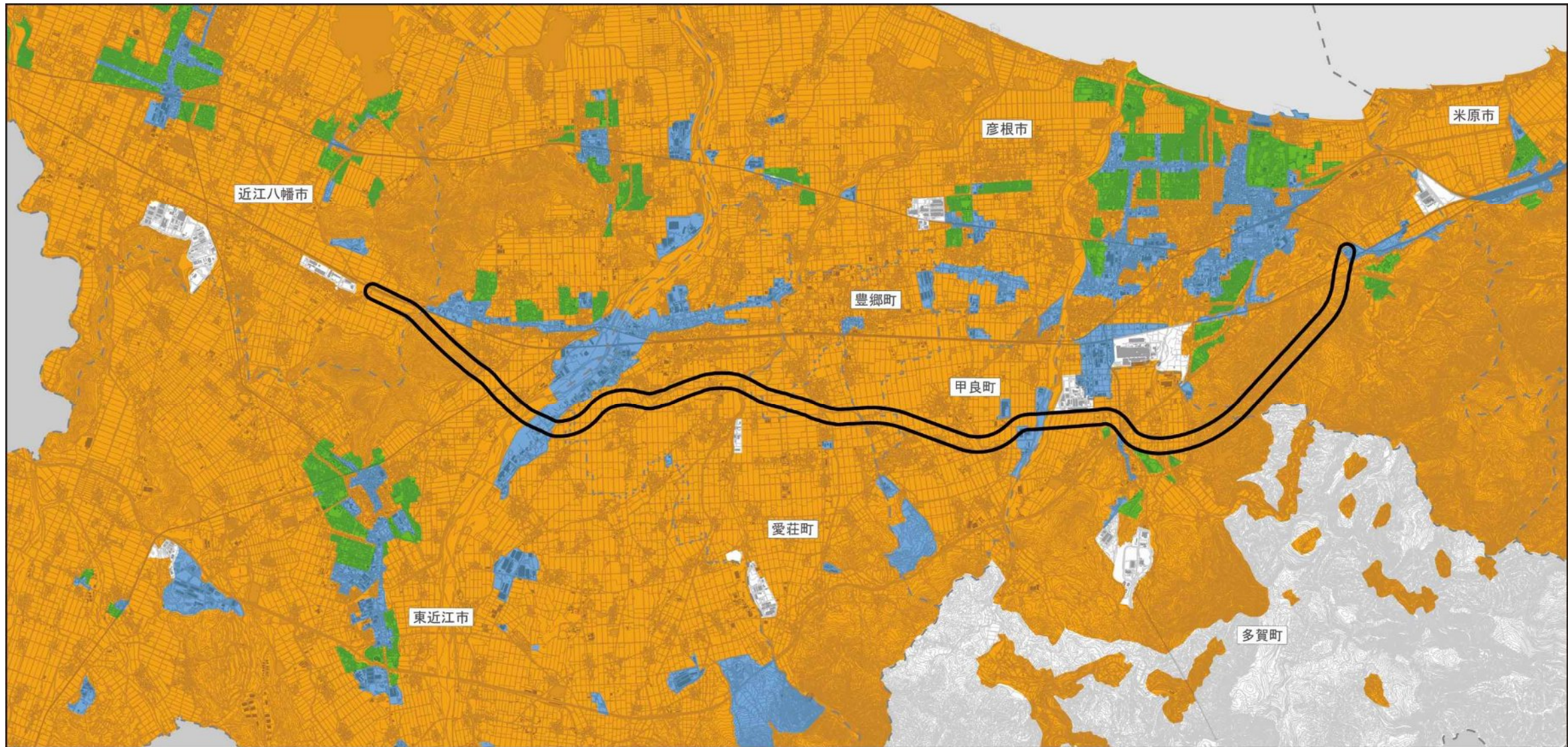
区分		時間	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a 区域	1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域	1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	1車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域		
ただし、「幹線交通を担う道路に近接する区域」については、特例として上表にかかわらず次表のとおりとなる。			
高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道並びに自動車専用道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

注1) 単位デシベルとは、計量法に定める音圧レベルの計量単位である。

注2) 「車線」とは、1縦列の自動車(2輪のものを除く)が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

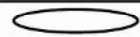
注3) 「近接する区域」とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路では15m、2車線を超える道路では20mまでの区域のことである。

出典:「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号)



凡例

記号	騒音に係る環境類型	自動車騒音の要請限度
	A 類型	a 区域
	B 類型	b 区域
	C 類型	c 区域

凡例	
	都市計画対象道路事業実施区域

S = 1 : 100,000

0 0.5 1 2 3 km



出典：

「騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等の指定」(平成 13 年 3 月 30 日滋賀県告示第 196 号)  
「東近江市告示第 425 号」(平成 25 年 12 月 18 日)  
「騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等の指定について」(平成 24 年 3 月 16 日米原市告示第 63 号)  
「騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはまる地域等の指定」(平成 19 年 3 月 26 日豊郷町告示第 6 号)

図 4-2-19 騒音に係る環境類型区分図及び自動車騒音の要請限度に係る地域指定図

## 7.18 騒音規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業騒音基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」（昭和43年6月10日法律第98号）第三条第一項及び第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準及び時間の区分は表4-2-31に、調査区域における特定建設作業に伴って発生する騒音に係る地域指定図は図4-2-20に示すとおりです。

調査区域には、第1号区域、第2号区域があります。

表4-2-31 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準及び時間の区分

区域の区分	敷地の境界における騒音の大きさ	作業できない時間帯	1日当たりの作業時間	同一場所での作業日数	作業できない日
第1号区域	85 dBを 超えないこと	午後7時から翌日午前7時まで	10時間を超えない	連続6日間を超えない	日曜日 その他の休日
第2号区域		午後10時から翌日午前6時まで	14時間を超えない		

注1) 第1号区域、第2号区域の区分は以下のとおりである。

第1号区域 騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が指定した区域

- イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- ニ 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内

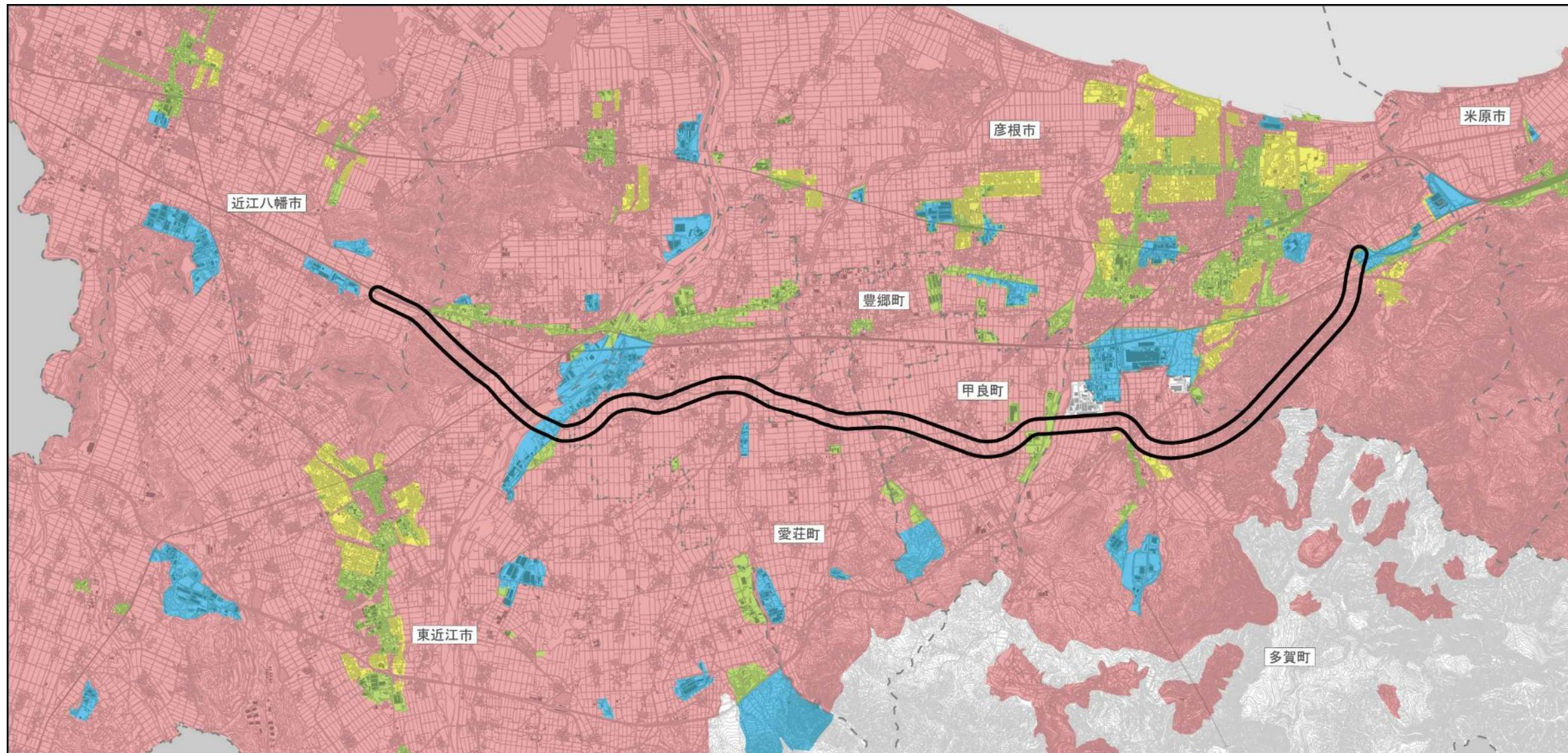
第2号区域 騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

注2) 特定建設作業の種類は、以下のとおりである。

1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
2	びよう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業
4	空気圧縮機を使用する作業
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
6	バックホウを使用する作業
7	トラクターショベルを使用する作業
8	ブルドーザーを使用する作業

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

「騒音規制法施行令」（昭和43年11月27日政令第324号）



凡例

記号	名称
	第1種区域
	第2種区域
	第3種区域
	第4種区域

注) 第1号区域と第2号区域は以下に示すとおりである

第1号区域	第1種区域 第2種区域 第3種区域 第4種区域のうち、学校、保育所、病院および特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80メートル以内の区域
第2号区域	第1号区域以外の区域

凡例	
	都市計画対象道路事業実施区域

S = 1 : 100,000

0 0.5 1 2 3 km



出典：「滋賀県告示第184号、185号」(平成11年4月1日)  
「滋賀県告示第1297号」(平成18年10月23日)  
「滋賀県都市計画総括図」(令和4年4月現在、滋賀県HP)  
「近江八幡市告示第53号」(平成23年4月1日)  
「東近江市告示第421号」(平成25年12月18日)  
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定について」  
(令和3年3月16日米原市告示第62号)  
「愛荘町騒音の規制に係る区域区分」(令和5年4月現在、愛荘町HP)  
「騒音規制法に基づく騒音を規制する区域の指定及び区域の区分」(平成19年3月26日豊郷町告示第6号)  
「多賀町告示第12号」(平成19年4月1日)

図 4-2-20 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る地域指定図

## 7.19 振動規制法第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「振動規制法」（昭和51年6月10日法律第64号）第十六条第一項及び「振動規制法施行規則別表第二の備考の1に規定する区域及び同備考の2に規定する時間」等の規定により定められた道路交通振動の要請限度は表4-2-32に、調査区域における道路交通振動の限度に係る地域指定図は図4-2-21に示すとおりです。

調査区域では、各市町により定められた振動の規制に係る区域の第1種区域が第1種区域、第2種区域（Ⅰ）及び（Ⅱ）が第2種区域として指定されています。

表4-2-32 振動規制法に基づく要請限度と時間の区分

区域の区分	昼間	夜間
	(午前8時から午後7時まで)	(午後7時から翌日の午前8時まで)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

注1) 振動の測定点は、道路の敷地の境界線とする。

注2) 単位デシベルとは、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位である。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）

「道路交通振動の限度に係る区域および時間の指定について」（平成19年3月22日彦根市告示第63号）

「近江八幡市告示第54号」（平成23年4月1日）

「東近江市告示第338号」（平成27年4月28日）

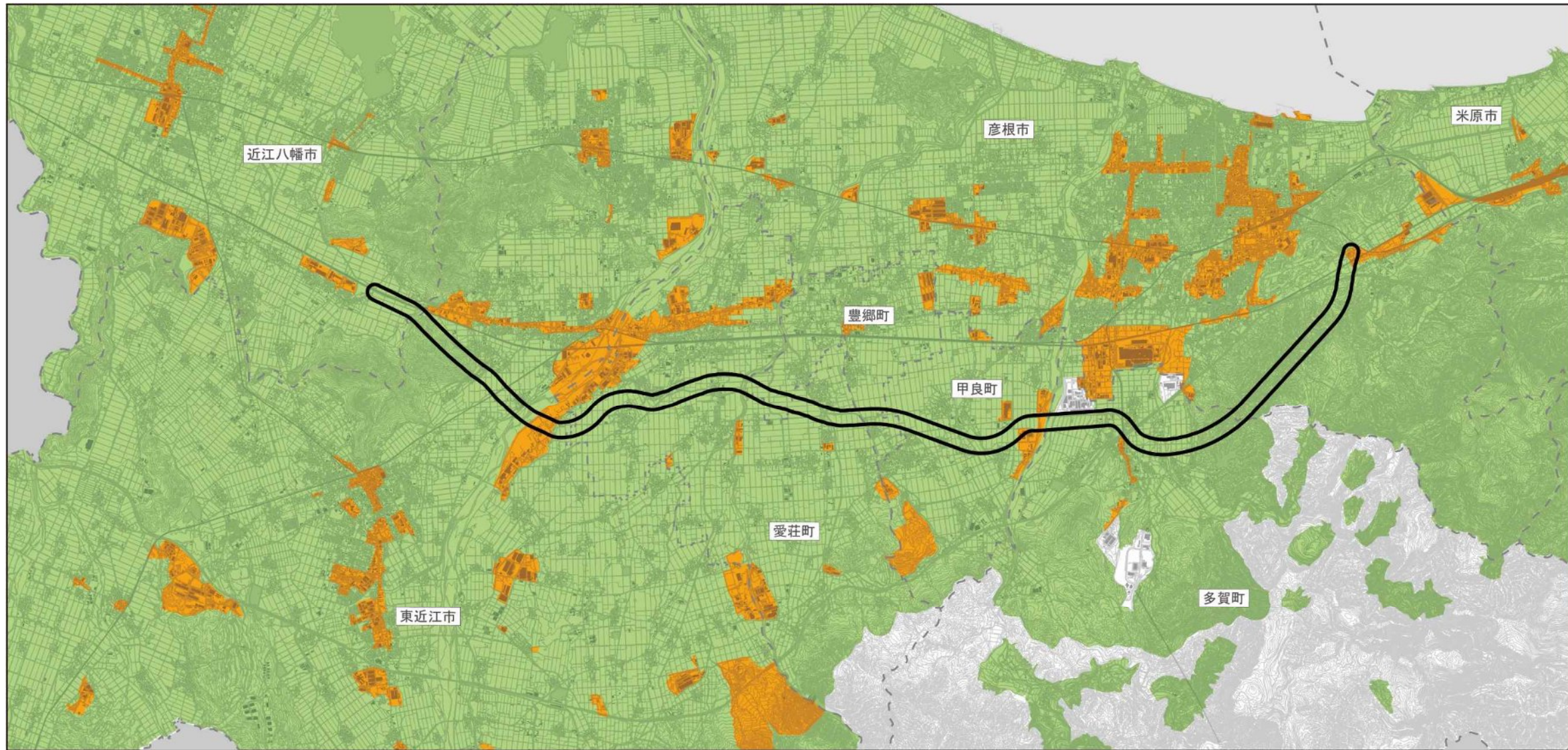
「道路交通振動の限度に係る区域および時間の指定について」（令和3年3月16日米原市告示第69号）

「道路交通振動の限度に係る区域および時間の指定について」（平成19年3月27日愛荘町告示第24号）

「道路交通振動の限度に係る区域および時間の指定」（平成19年3月26日豊郷町告示第13号）

「道路交通振動の限度に係る区域および時間の指定について」（平成19年3月20日甲良町告示第8号）

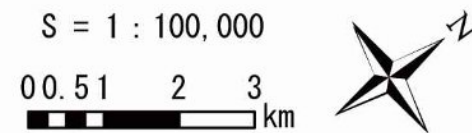
「多賀町告示第19号」（平成19年4月1日）



凡例

記号	名称
	第1種区域
	第2種区域

凡例	
	都市計画対象道路事業実施区域



出典：「滋賀県告示第187号、188号」（平成11年4月1日）  
 「滋賀県告示第1299号」（平成18年10月23日）  
 「近江八幡市告示第54号」（平成23年4月1日）  
 「東近江市告示第338号」（平成27年4月28日）  
 「振動の規制に係る区域の区分図面」（令和3年3月16日米原市告示第66号）  
 「愛荘町振動の規制に係る規制区分」（令和5年4月現在、愛荘町HP）  
 「振動規制法に基づく振動を規制する地域の指定および区域の区分」（平成19年3月26日豊郷町告示第10号）  
 「多賀町告示第16号」（平成19年4月1日）

図 4-2-21 道路交通振動の限度に係る地域指定図

## 7.20 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「振動規制法」（昭和51年6月10日法律第64号）第三条第一項及び第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準及び時間の区分は表4-2-33に、調査区域における特定建設作業に伴って発生する振動に係る地域指定図は図4-2-22に示すとおりです。

調査区域には、第1号区域、第2号区域があります。

表4-2-33 特定建設作業の規制に関する基準及び時間の区分

区域の区分	敷地の境界における騒音の大きさ	作業できない時間帯	1日当たりの作業時間	同一場所での作業日数	作業できない日
第1号区域	75 dBを 超えないこと	午後7時から 翌日午前7時 まで	10時間を 超えない	連続6日間を 超えない	日曜日 その他の休日
第2号区域		午後10時か ら翌日午前6 時まで	14時間を 超えない		

注1) 第1号区域、第2号区域の区分は以下のとおりである。

第1号区域 振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が指定した区域

- イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域
- ニ 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内

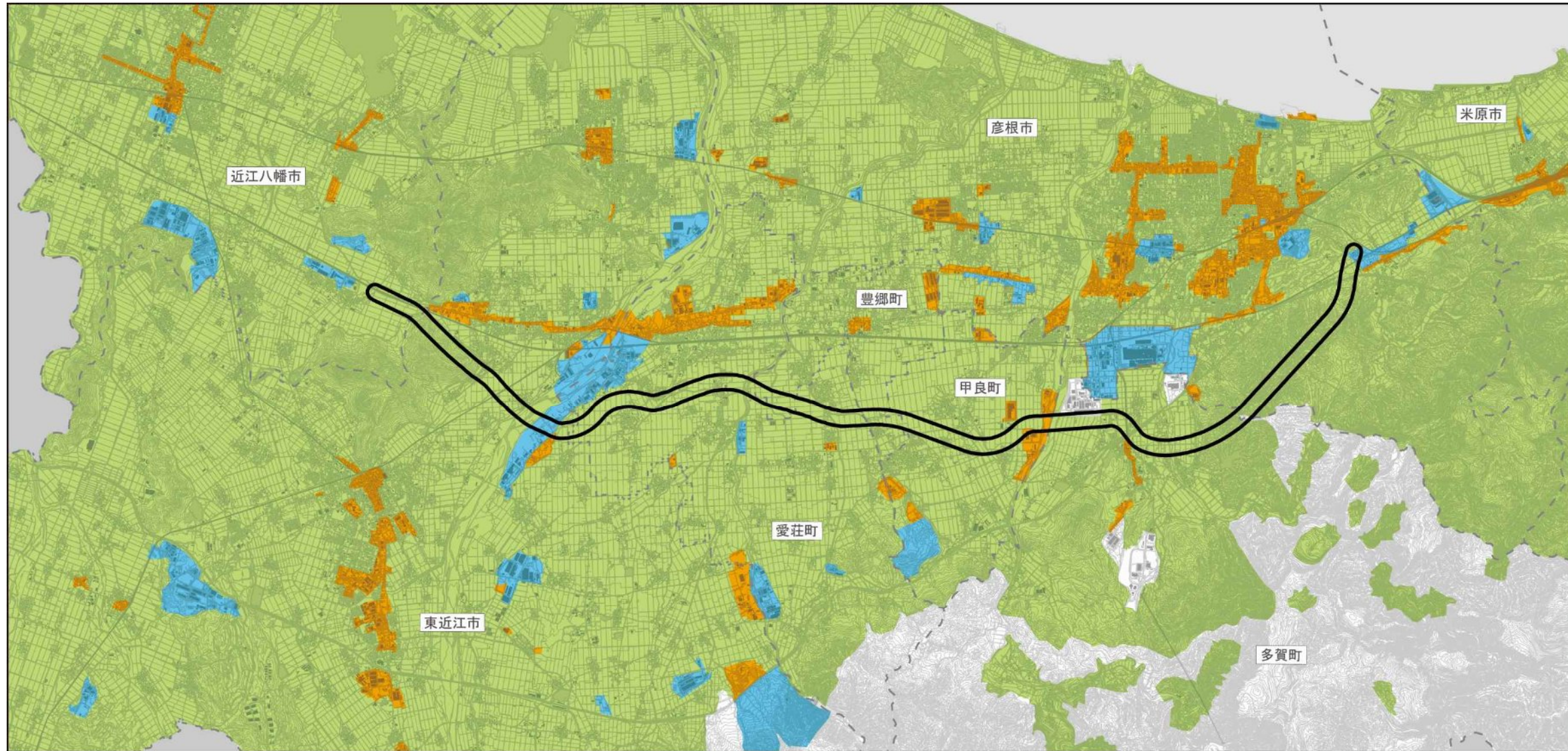
第2号区域 振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

注2) 特定建設作業の種類は、以下のとおりである。

1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業
4	ブレーカーを使用する作業

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）

「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日政令第280号）



凡例

記号	名称
	第1種
	第2種(Ⅰ)
	第2種(Ⅱ)

注) 第1号区域と第2号区域は以下に示すとおりである

第1号区域	第1種区域 第2種区域(Ⅰ) 第2種区域(Ⅱ)のうち、学校、保育所、病院および特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80メートル以内の区域
第2号区域	第1号区域以外の区域

凡例	
	都市計画対象道路事業実施区域

S = 1 : 100,000

0 0.5 1 2 3 km



出典：「滋賀県告示第187号、188号」(平成11年4月1日)  
「滋賀県告示第1299号」(平成18年10月23日)  
「近江八幡市告示第54号」(平成23年4月1日)  
「東近江市告示第423号」(平成25年12月18日)  
「振動の規制に係る区域の区分図面」(令和3年3月16日米原市告示第66号)  
「愛荘町振動の規制に係る規制区分」(令和5年4月現在、愛荘町HP)  
「振動規制法に基づく振動を規制する地域の指定および区域の区分」(平成19年3月26日豊郷町告示第10号)  
「多賀町告示第16号」(平成19年4月1日)

図 4-2-22 特定建設作業に伴って発生する振動に係る地域指定図

## 7.21 土壤汚染対策法第六条第一項に係る指定地域の指定状況

調査区域には、「土壤汚染対策法」（平成14年5月29日法律第53号）第六条第一項の規定により定められた要措置区域及び同法第十一条第一項の規定により定められた形質変更時要届出区域があります。

調査区域における要措置区域の指定状況は表4-2-34に、形質変更時要届出区域の指定状況は表4-2-35に示すとおりです。

**表 4-2-34 要措置区域の指定状況**

番号	指定番号	所在地
1	要-14	彦根市正法寺町字竹之内 562 番 2 及び字下山之越 658 番の各一部
2	要-15	彦根市高宮町字上樋ノ戸 458 番及び字六斗代 480 番 1 の各一部
3	要-16	東近江市下岸本町字野々越 147 番 1 の一部
4	要-17	彦根市高宮町字六斗代 480 番 1、480 番 4、字三町頭 490 番 1、490 番 5、490 番 8、494 番 5 および 497 番 11 の各一部

出典：「土壤汚染対策法に基づく区域の指定について」（令和5年4月現在、滋賀県HP）

**表 4-2-35 形質変更時要届出区域の指定状況**

番号	指定番号	所在地
1	形-10	近江八幡市安土町西老蘇字沢田 8 番 1 及び同市安土町東老蘇字西ノ口 1770 番 2
2	形-20	米原市米原 989 番の一部、米原市梅ヶ原 2231 番の一部
3	形-21	米原市米原 989 番の一部、米原市梅ヶ原 2231 番の一部
4	形-29	彦根市古沢町字沢町 278 番 50、278 番 52 及び 278 番 53 の各一部
5	形-31	米原市米原 967 番、988 番、米原市梅ヶ原 2230 番
6	形-38	東近江市平柳町字北浦 557 番、555 番 4
7	形-40	犬上郡多賀町大字四手字諏訪 348 番 3 の一部
8	形-44	彦根市正法寺町字竹之内 562 番 2 及び字下山之越 658 番の各一部
9	形-48	東近江市五箇荘築瀬町 10 番 6

出典：「土壤汚染対策法に基づく区域の指定について」（令和5年4月現在、滋賀県HP）

## 7.22 ダイオキシン類対策特別措置法第二十九条第一項に係る対策区域の指定状況

調査区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日法律第105号）第二十九条第一項の規定により定められたダイオキシン類土壤汚染対策地域はありません。

## 7.23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項により指定された区域

調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)第十五条の十七第一項の規定により定められた指定区域があります。

調査区域における指定区域の状況は、表4-2-36に示すとおりです。

表4-2-36(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された区域の状況

番号	整理番号	所在地
1	15	近江八幡市長光寺町字長面385番2、同市同町字三反田400番1、403番
2	38	東近江市蛇溝町字長谷野1393番、1394番
3	39	東近江市五個荘中町字中島3番1
4	41	東近江市五個荘奥町字東川原36番1、37番
5	42	東近江市五個荘小幡町字高淵76番、76番2、77番1、77番2、78番、78番1
6	55	愛知郡愛荘町長野字上牛ヶ瀬118番、犬上郡豊郷町下枝字古川147番、147番1、字外川原178番、178番4、178番5、同町沢字牛ヶ瀬597番1、597番5、597番6
7	61	東近江市北坂町字尾ノ上173番1の一部、174番1の一部、264番1の一部、265番2の一部、266番2の一部、267番2の一部、268番3の一部、同町字行歩尾186番1の一部、186番8の一部、189番1の一部、260番の一部、261番の一部、262番1の一部、263番3の一部、同町字中川原190番の一部、191番1の一部、216番1の一部、217番1の一部、218番の一部、229番1の一部、230番の一部、231番2の一部、254番2の一部、256番1の一部、257番の一部、258番2の一部、259番1の一部
8	64	東近江市柴原南町字笹谷1588番1の一部、1590番の一部、1594番1の一部
9	67	東近江市平林町142番24の一部および143番の一部
10	68	愛知郡愛荘町東円堂字土武533番10の一部
11	69	近江八幡市西生来町623番、648番、648番1、649番、651番1、652番、652番1、654番、655番1、659番、659番1、659番3、660番、661番、662番1、665番、670番、670番1、670番2、674番1、674番2、675番1、675番2、675番3、675番4、693番1、693番2

表 4-2-36(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された区域の状況

番号	整理番号	所在地
12	72	<p>彦根市日夏町字古屋敷 4545 番 1、4546 番、4547 番、4548 番、4552 番、4553 番、4554 番、4555 番、4556 番、4557 番、4558 番、4559 番、4560 番、4561 番、4562 番、4563 番、4564 番、4565 番、4566 番、4567 番、4568 番 1、4569 番、4570 番、4571 番、4572 番、4573 番 1、4574 番 1、4575 番 1、4600 番 1、</p> <p>同市日夏町字橋詰通 4603 番、4605 番 1、4606 番 1、4607 番、4608 番、4609 番、4610 番 1、4611 番 1、4612 番 1、4618 番 1、</p> <p>同市日夏町字畑ヶ相 4638 番 1、4639 番 1、4640 番 1、4641 番 1、4642 番、4643 番、4644 番、4645 番、4646 番、4647 番、4648 番、4649 番 1、4650 番 1、4651 番 1、4651 番 2、4652 番 1、4653 番、4654 番、4655 番</p> <p>同市日夏町字大縄 4656 番、4658 番、4659 番、4661 番、4663 番、4664 番、4665 番、4666 番、4667 番、4668 番 1、4669 番 1、4670 番、4671 番 1、4671 番 2、4671 番 3、4672 番 1、4672 番 3、4673 番、4674 番、4674 番 1、4674 番 3、4675 番、4676 番、4677 番、4678 番、4679 番、4680 番、4680 番 1、4680 番 2、4680 番 3、4680 番 4、4680 番 5、4680 番 6、4680 番 8、4680 番 10、4680 番 11、4681 番、4682 番、4683 番、4684 番、4685 番、4686 番、4687 番、4687 番 1、4687 番 2、4687 番 3、4687 番 4、4687 番 5、4687 番 6、4687 番 7、4688 番、4688 番 1、4688 番 2、4689 番、4691 番 1、4692 番 1、4694 番 1、4695 番 1、4696 番 1、4697 番、4698 番、4699 番、4700 番 1、</p> <p>同市日夏町字大申尾 4706 番 1、4707 番 1、4708 番、4709 番、4710 番、4710 番 1、4711 番、4712 番、4713 番、4714 番、4715 番、4716 番、4717 番、4718 番、4719 番、4720 番、4721 番、4722 番、4723 番、4724 番、4725 番、4725 番 1、4726 番 1、4728 番、4729 番、4730 番、4731 番、4732 番、4733 番、4734 番、4735 番、4736 番、4737 番、4738 番、4739 番、4740 番、4741 番、4742 番、4743 番、4744 番、4745 番、4746 番、4747 番、4748 番、4749 番、4750 番、4751 番、4752 番、4753 番、4754 番、4755 番、4755 番 1、4756 番、4757 番、4758 番 2、4759 番 2、4760 番 2、4761 番 2、4762 番 2、4763 番、4764 番、</p> <p>同市日夏町字宮ノ前 4765 番、4766 番、4767 番、4767 番 1、4768 番、4769 番、4771 番、4772 番、4773 番、4774 番、4774 番 1、4774 番 2、4779 番、4780 番、4781 番、4782 番、4782 番 1、4782 番 2、4782 番 3、4782 番 4、4782 番 5、4782 番 6、4783 番、4783 番 1、4783 番 2、4783 番 3、4783 番 4、4783 番 5、4783 番 6、4783 番 7、4783 番 8、4783 番 9、4783 番 10、4783 番 11、4783 番 12、4783 番 13、4783 番 14、4783 番 15、4783 番 16、4784 番、4785 番、4785 番 1、4785 番 2、4785 番 3、4785 番 4、4785 番 5、4785 番 6、4785 番 7、4785 番 8、4785 番 9、4785 番 10、4785 番 11、4785 番 12、4785 番 13、4785 番 14、4785 番 15、4785 番 16、4785 番 17、4786 番、4786 番 1、4786 番 2、4786 番 3、4786 番 4、4787 番、4788 番、4788 番 1、4788 番 2、4788 番 3、4788 番 4、4788 番 5、4788 番 6、4788 番 7、4788 番 8、4788 番 9、4788 番 10、4788 番 11、4788 番 12、4788 番 13、4788 番 14、4788 番 15、4788 番 16、4788 番 17、4789 番、4789 番 2、4790 番</p>

出典：「廃棄物が地下にある土地の指定について」（令和 5 年 4 月現在、滋賀県 HP）

#### 7.24 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第一項に係る農用地土壌汚染地域の指定状況

調査区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和45年12月25日法律第139号)第三条第一項の規定により定められた農用地土壌汚染対策地域はありません。

#### 7.25 森林法第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林

調査区域には、「森林法」(昭和26年6月26日法律第249号)第二十五条の規定により定められた保安林のうち、保健保安林及び風致保安林があります。

「滋賀県森林・林業統計要覧 令和3年度」(令和4年9月、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課)における関係市町の私有林の保健保安林・風致保安林面積は表4-2-37に示すとおりです。

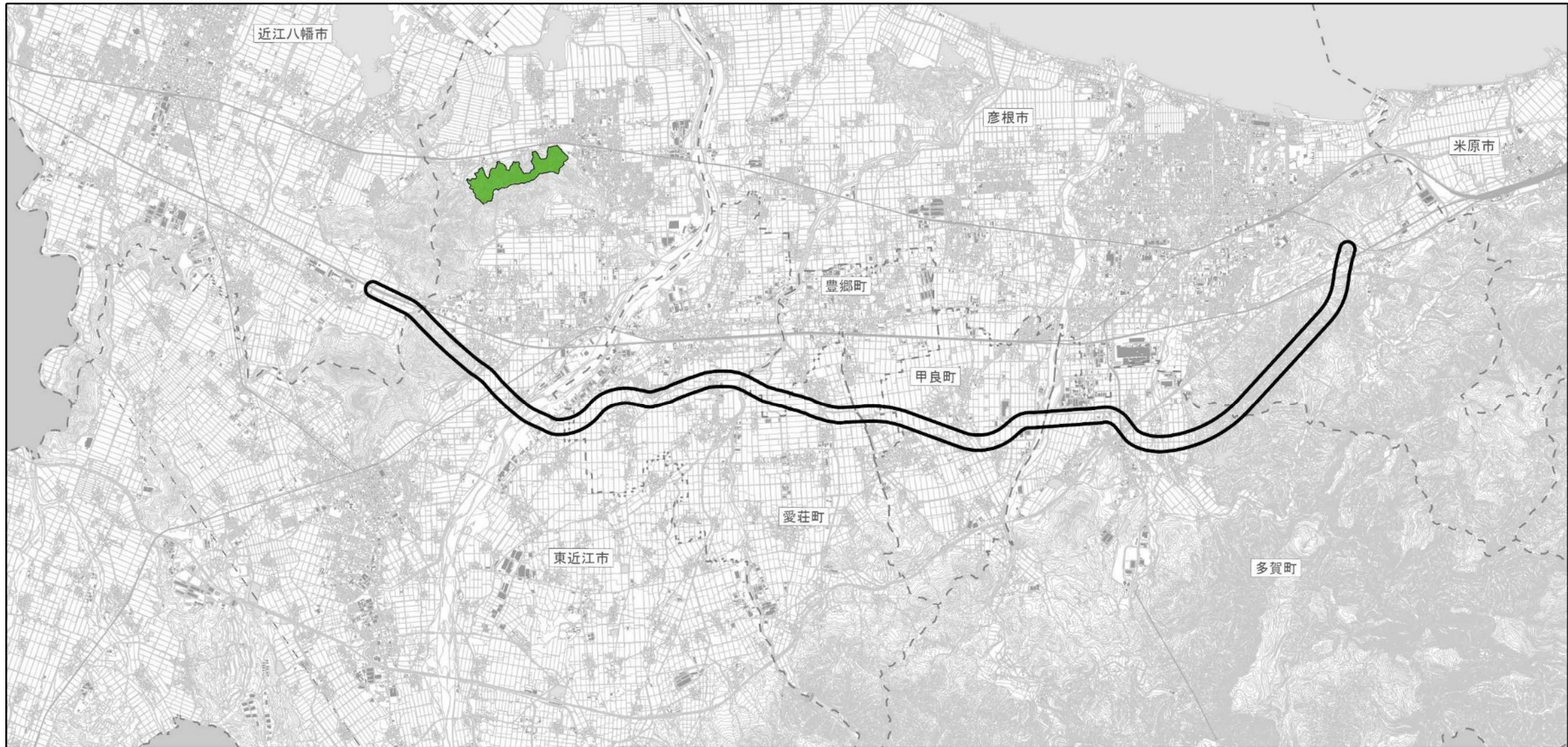
また、国有林の保健保安林位置図は、図4-2-23に示すとおりです。

なお、調査区域には国有林の風致保安林はありません。


表 4-2-37 私有林の保健保安林・風致保安林面積

区分	保健保安林実面積 (延面積)	風致保安林実面積 (延面積)
彦根市	—	—
近江八幡市	47.91ha (258.21)	34.47ha (34.47)
東近江市	227.52ha (1,657.49)	27.98ha (27.98)
米原市	115.70ha (1,667.40)	38.73ha (38.73)
愛荘町	— (555.67)	116.91ha (116.91)
豊郷町	—	—
甲良町	—	38.28ha (38.28)
多賀町	— (776.91)	—

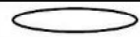
出典：「滋賀県森林・林業統計要覧 令和3年度」(令和4年9月、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課)



凡例

記号	名称
	保健保安林

凡例

	都市計画対象道路事業実施区域
---	----------------

S = 1 : 100,000

0 0.5 1 2 3 km



出典：「滋賀県 森林計画区の計画書」（令和5年4月現在、近畿中国森林管理局HP）

図 4-2-23 国有林の保健保安林位置図

## 7.26 都市計画法第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区の区域

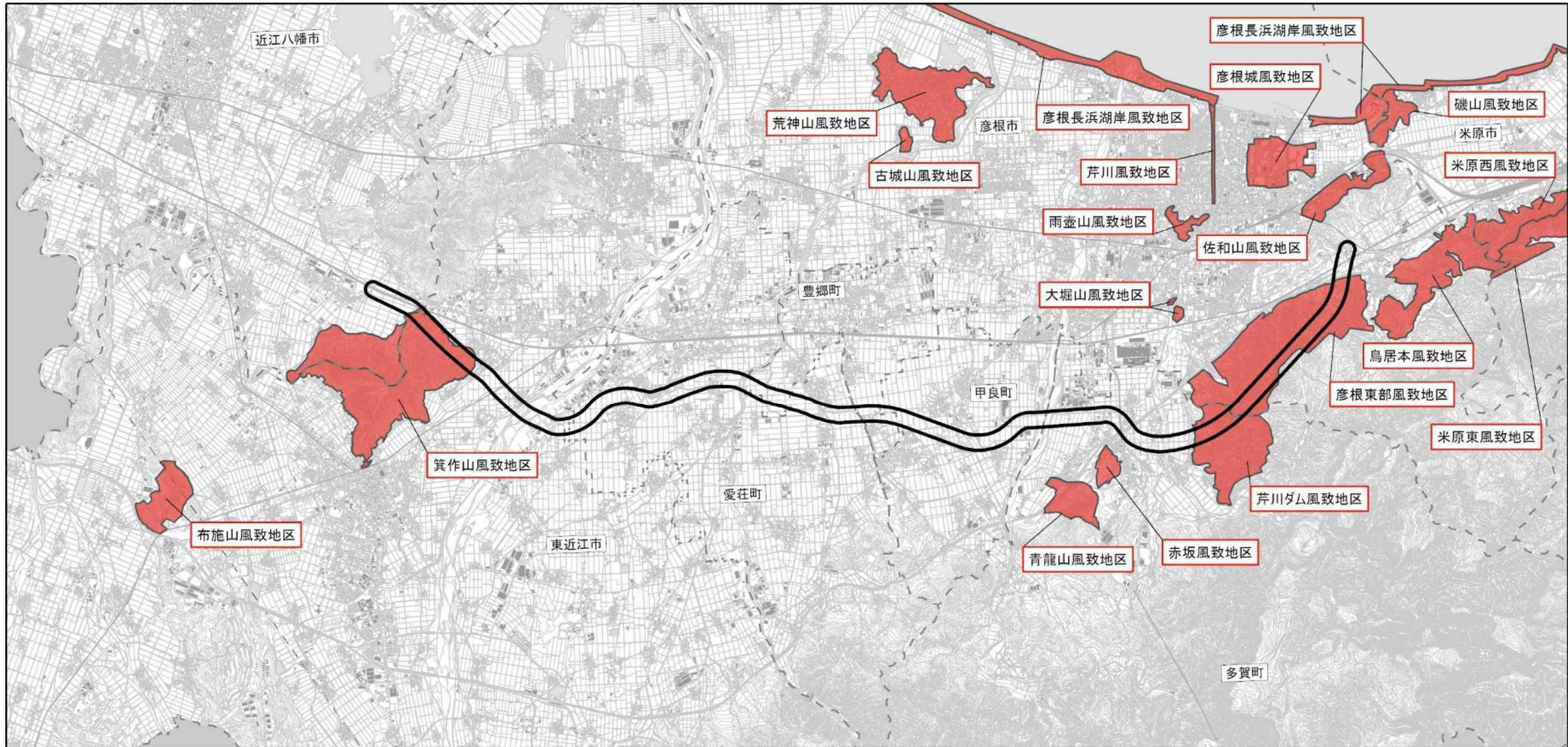
調査区域には、「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号）第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区として、箕作山、布施山、芹川ダム等の18地区があります。

調査区域における風致地区の指定状況は表4-2-38に、風致地区位置図は図4-2-24に示すとおりです。


表 4-2-38 風致地区の指定状況


地区名	所在地
箕作山	近江八幡市、東近江市
布施山	東近江市
芹川ダム	多賀町
赤坂	多賀町
青龍山	多賀町
鳥居本	彦根市
彦根東部	彦根市
荒神山	彦根市
彦根長浜湖岸	彦根市、米原市
佐和山	彦根市
彦根城	彦根市
芹川	彦根市
雨壺山	彦根市
大堀山	彦根市
古城山	彦根市
米原東	米原市
米原西	米原市
磯山	米原市

出典：「都市緑化データベース（風致地区）」（令和5年4月現在、国土交通省HP）



凡例

記号	名称
	風致地区

凡例	
	都市計画対象道路事業実施区域

S = 1 : 100,000

0 0.5 1 2 3 km



出典：「彦根まっぷ(都市計画情報)」(令和5年4月現在、彦根市HP)  
「近江八幡市マップ公開サイト(都市計画図)」(令和5年4月現在、近江八幡市HP)  
「都市計画用途地域」(令和5年4月現在、東近江市HP)  
「都市計画図」(令和5年4月現在、東近江市提供)  
「都市計画図等の閲覧サービスについて」(令和5年4月現在、米原市HP)  
「多賀町の都市計画」(令和5年4月現在、多賀町HP)

图 4-2-24 風致地区位置图

### 7.27 都市緑地法第四条第一項の規定により定められた緑地の保全又は緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）

調査区域では、「都市緑地法」（昭和48年9月1日法律第72号）第四条第一項の規定により市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）が彦根市、近江八幡市、米原市において策定されています。なお、多賀町、甲良町、豊郷町、愛荘町、東近江市では緑の基本計画は策定されていません。

### 7.28 景観法第八条第一項の規定により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画）

調査区域では、「景観法」（平成16年6月18日法律第110号）第八条第一項の規定により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画）が滋賀県、彦根市、近江八幡市、東近江市、米原市において策定されています。

調査区域における景観計画の策定状況は表4-2-39に、景観計画区域図は図4-2-25に示すとおりです。

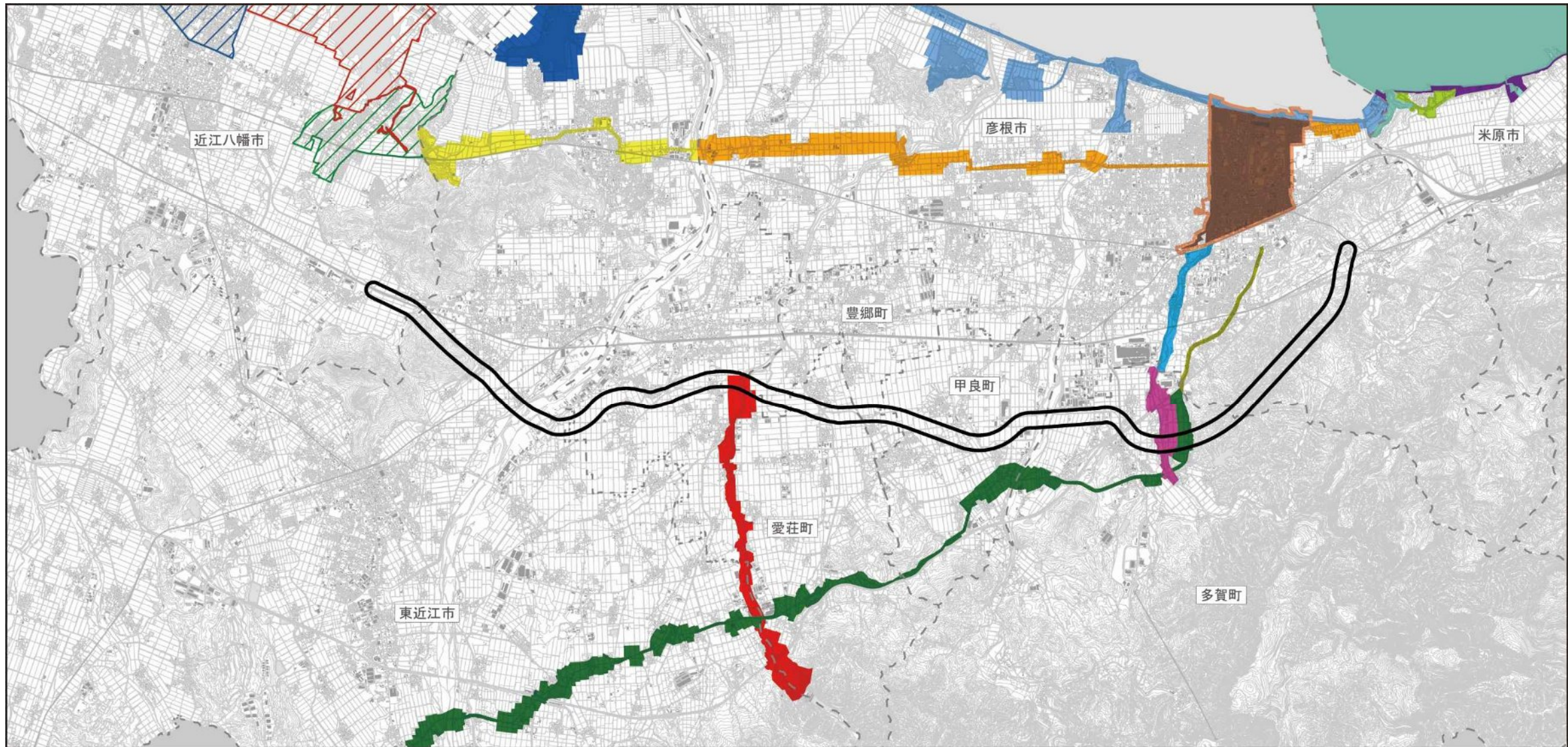
表 4-2-39 景観計画の策定状況

県・市町	景観計画
滋賀県	「滋賀県景観計画」（令和4年3月、滋賀県）
彦根市	「彦根市景観計画」（平成19年6月、彦根市）
近江八幡市	「近江八幡市風景計画（全市計画編）」（平成28年7月、近江八幡市）
東近江市	「東近江市景観計画」（平成23年2月、東近江市）
米原市	「米原市景観計画」（平成25年6月、米原市）

### 7.29 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（「歴史的風致維持向上計画」）

調査区域では、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年5月23日法律第40号）第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）として、彦根市において、彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）（平成30年3月、彦根市）が策定されています。

本計画に基づく重点区域は、図4-2-25に示すとおりです。



凡例

記号	景観重点地域及び景観形成地域
	滋賀県景観計画 宇曾川 河川景観形成地区
	芹川 河川景観形成地区
	国道307号 沿道景観形成地区
	琵琶湖・内湖景観形成地域
	彦根市景観計画 朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域
	国道 306 号沿道景観形成地域
	城下町景観形成地域
	芹川 河川景観形成地域

記号	景観重点地域及び景観形成地域
	東近江市景観計画 琵琶湖・伊庭内湖景観形成重点地域
	朝鮮人街道沿道景観形成重点地域
	米原市景観計画 琵琶湖景観形成地域
	琵琶湖景観形成特別地区
	主要地方道大津能登川長浜線沿道景観形成地域

記号	近江八幡市風景計画区域
	水郷風景計画区域
	伝統風景計画区域
	歴史文化風景計画区域
記号	彦根市歴史的風致維持向上計画重点区域
	彦根城下町区域



出典：「景観重要区域の指定区域図」（令和5年4月現在、滋賀県HP）  
「彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）」（平成30年3月、彦根市）  
「彦根まっぷ（景観計画情報）」（令和5年4月現在、彦根市HP）  
「近江八幡市風景計画（水郷風景計画編）」（平成17年9月、近江八幡市）  
「近江八幡市風景計画（伝統風景計画編）」（平成19年10月、近江八幡市）  
「近江八幡市風景計画（歴史文化風景計画編）」（平成28年10月、近江八幡市）  
「景観形成重点地域」（令和5年4月現在、東近江市HP）  
「景観法に基づく届出および区域について」（令和5年4月現在、米原市HP）

図 4-2-25 景観計画区域及び歴史的風致維持向上計画重点区域図

### 7.30 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域

調査区域には、「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号）第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域があります。

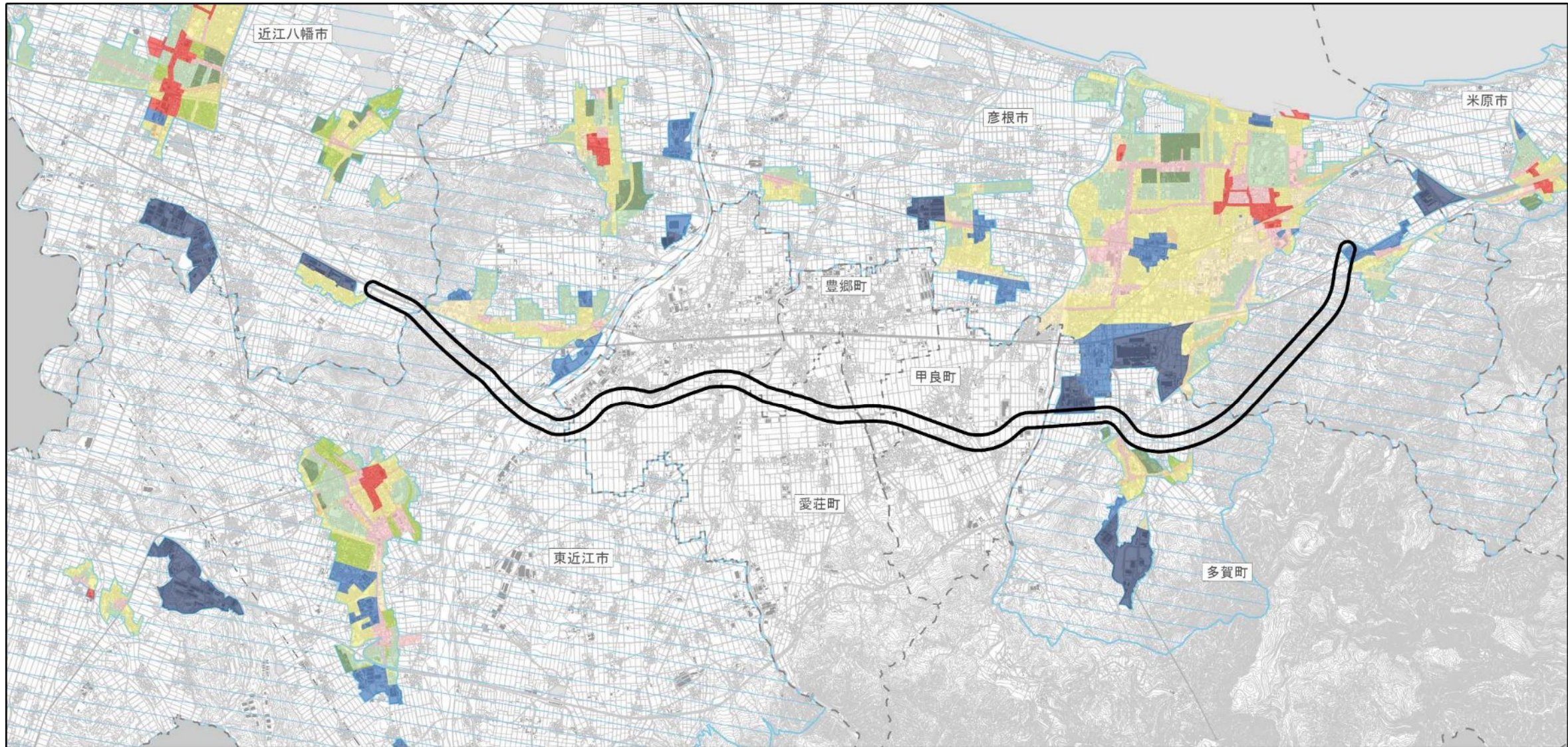
調査区域における都市計画区域の指定状況は表4-2-40に、都市計画図（用途地域図）は図4-2-26に示すとおりです。

表4-2-40 都市計画区域の指定状況

都市計画区域名		彦根長浜			近江八幡八日市	
都市名		彦根市	米原市	犬上郡多賀町	近江八幡市	東近江市
都市計画区域面積[ha]		9,828	1,848	2,230	10,142	13,467
市街化区域面積[ha]						
用途地域	第1種低層住居専用	68.0	9.2	18.6	107.6	64.4
	第2種低層住居専用	—	—	—	—	—
	第1種中高層住居専用	604.6	28.6	—	187.9	281.0
	第2種中高層住居専用	—	—	4.7	92.7	95.3
	第1種住居	846.7	57.1	38.0	360.5	329.4
	第2種住居	34.5	2.1	17.8	38.9	22.2
	準住居	10.2	—	—	—	14.8
	近隣商業	239.0	14.9	9.4	32.2	114.9
	商業	60.5	13.2	—	92.0	49.7
	準工業	312.8	69.4	3.8	6.2	97.5
	工業	241.3	44.1	8.5	11.4	227.2
	工業専用	154.0	33.3	171.8	138.2	144.1
	合計	2,571.6	271.9	272.6	1,067.6	1,440.5

注) 令和3年3月31日時点の情報である。

出典：「滋賀の都市計画2021」（令和4年3月、滋賀県土木交通部 都市計画課）



凡例

記号	名称
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	市街化調整区域

凡例	
	都市計画対象道路事業実施区域

S = 1 : 100,000

0 0.5 1 2 3 km



出典：「彦根まっぷ(都市計画情報)」(令和5年4月現在、彦根市HP)  
「近江八幡市マップ公開サイト(都市計画図)」(令和5年4月現在、近江八幡市HP)  
「都市計画用途地域」(令和5年4月現在、東近江市HP)  
「都市計画図等の閲覧サービスについて」(令和5年4月現在、米原市HP)  
「多賀町の都市計画」(令和5年4月現在、多賀町HP)

図 4-2-26 都市計画図(用途地域図)

### 7.31 地方公共団体の条例等に基づく地下水の採取が規制される区域等

調査区域には、東近江市水道水源保護に関する条例施行規則（平成 17 年 2 月 11 日東近江市規則第 116 号）及び愛荘町地下水保全条例施行規則（平成 26 年 4 月 1 日愛荘町規則第 7 号）の規定により定められた水源保護地域があります。

調査区域における水源保護地域の状況は表 4-2-41 及び表 4-2-42 に、水源保護地域位置図は図 4-2-27 に示すとおりです。

表 4-2-41 水源保護地域の状況（東近江市）

番号	所在地	区域
1	東近江市	八日市浄水場

出典：「大切な地下水を守るために」（平成 28 年 3 月、東近江市提供資料）

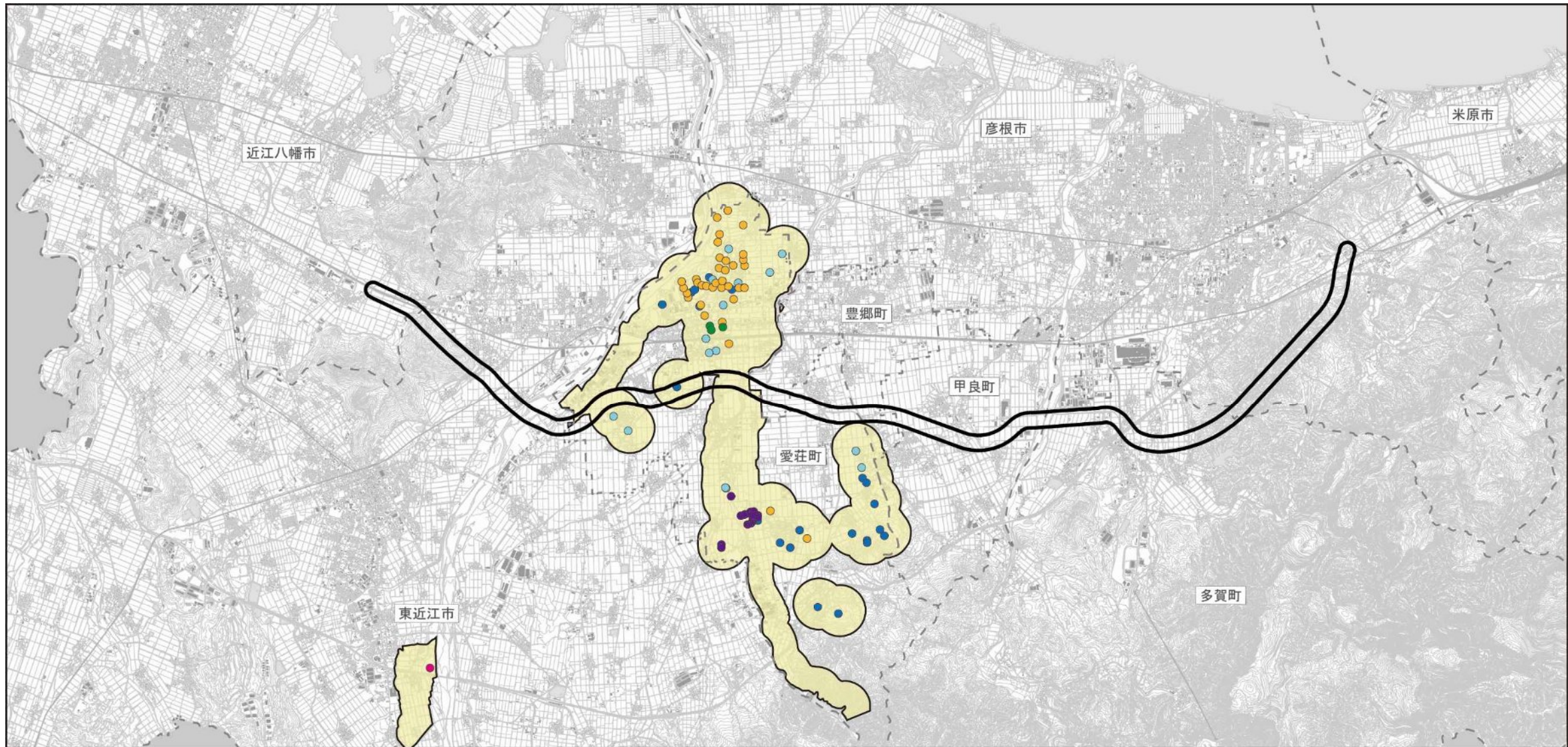
表 4-2-42(1) 水源保護地域の状況（愛荘町）

番号	所在地	区域
1	愛知川	河川保全区域を含む河川境界から 500m の範囲
2	宇曾川	河川保全区域を含む河川境界から 500m の範囲
3	愛荘町松尾寺北	生ヶ谷溜
4	愛荘町松尾寺北	末谷溜
5	愛荘町岩倉 882 番	農業用ポンプ
6	愛荘町沖 110 番 1	簡易水道（外井戸）
7	愛荘町蚊野	蚊野溜
8	愛荘町蚊野 2624 番付近	湧水（通称「熊取り」）外川巳駐車場北側
9	愛荘町蚊野 2624 番付近	湧水（通称「ヘラダ」）
10	愛荘町蚊野 2832 番	農業用ポンプ
11	愛荘町蚊野 2941 番付近	湧水
12	愛荘町蚊野 452 番	湧水（通称「新池」）
13	愛荘町軽野	湧水群
14	愛荘町軽野 592 番 1	湧水
15	愛荘町竹原	北岡上溜
16	愛荘町竹原	北岡下溜
17	愛荘町竹原	雨堤溜
18	愛荘町竹原	上ノ川上溜
19	愛荘町竹原	上ノ川下溜
20	愛荘町常安寺	大谷堤
21	愛荘町常安寺	円城寺溜
22	愛荘町円城寺 107 番 1	東部簡易水道
23	愛荘町円城寺 393 番 1	西部簡易水道
24	愛荘町沖 105 番 1	簡易水道
25	愛荘町東円堂 724 番 1	簡易水道
26	愛荘町東円堂 2073 番 9	簡易水道（大川水道組合）
27	愛荘町豊満	豊満調整池
28	愛荘町愛知川 1356 番 6 付近	湧水（通称「長野湧(大湧)」）
29	愛荘町中宿 303	三四郎湧ポンプ場
30	愛荘町中宿 306 番	湧水（通称「三四郎湧」）
31	愛荘町沓掛 492 番 1 付近	消火栓ポンプ
32	愛荘町沓掛 540 番付近	消火栓井戸

表 4-2-42(2) 水源保護地域の状況（愛荘町）

番号	所在地	区域
33	愛荘町沓掛 811 番	農業用ポンプ
34	愛荘町沓掛 876 番 2	農業用ポンプ
35	愛荘町沓掛 917 番 7 付近	消火栓ポンプ
36	愛荘町市 1095 番	簡易水道
37	愛荘町市 1095 番	消火栓
38	愛荘町市 923 番 2	簡易水道
39	愛荘町市 923 番 2	消火栓
40	愛荘町市 993 番	簡易水道
41	愛荘町市 993 番	消火栓
42	愛荘町長野 771 番 2 地藏堂前	簡易水道
43	愛荘町長野 840 番 2	用水および防火用ポンプ（通称「上田池」）
44	愛荘町長野 1015 番付近	墓原水中ポンプ場
45	愛荘町長野 1169 番付近	宮池水中ポンプ場
46	愛荘町長野 1179 番 2	湧水（通称「宮湧（宮池）」）
47	愛荘町長野 1227 番	矢原ポンプ場
48	愛荘町長野 1230 番	村長谷ポンプ場
49	愛荘町長野 1650 番	亀塚ポンプ場
50	愛荘町長野 1749 番	北住簡易水道
51	愛荘町長野 1780 番	東住簡易水道
52	愛荘町長野 1887 番 1	檜崎ポンプ場
53	愛荘町長野 1973 番 4	岸の下ポンプ場
54	愛荘町長野 1990 番	尊坊ポンプ場
55	愛荘町長野 1999 番	古大門ポンプ場
56	愛荘町長野 2022 番	藪の内ポンプ場
57	愛荘町長野 2026 番 5	石堰ポンプ場
58	愛荘町長野 2026 番 5	石堰水中ポンプ場
59	愛荘町長野 2036 番	溝口簡易水道
60	愛荘町長野 2061 番	夏目ポンプ場
61	愛荘町長野 2127 番付近	古屋ポンプ場
62	愛荘町長野 2137 番 1	法覚寺水中ポンプ場
63	愛荘町長野 2166 番付近	湧水（通称「川原湧」）
64	愛荘町長野 2214 番 2 付近	上川原ポンプ場
65	愛荘町長野 2234 番付近	湧水（通称「川原湧」）
66	愛荘町長野 2248 番 71 付近	亀原ポンプ場
67	愛荘町長野 2279 番付近	亀原ポンプ場
68	愛荘町長野 2302 番	湧水（通称「野良田湧」）
69	愛荘町長野 2347 番	穴田ポンプ場
70	愛荘町長野 2362 番付近	亀原水中ポンプ場
71	愛荘町長野 571 番 2	用水および防火用ポンプ（通称「下田池」）
72	愛荘町川原 1337 番	農業用ポンプ
73	愛荘町川原 1418 番	農業用ポンプ
74	愛荘町川原 241 番	百々町簡易水道
75	愛荘町川原 535 番 13	農業用ポンプ 山川原共同作業所敷地内
76	愛荘町川原 623 番 4	簡易水道
77	愛荘町川原 658 番	農業用ポンプ

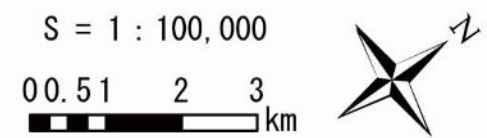
出典：「愛荘町地下水保全条例施行規則」（平成 26 年 4 月 1 日愛荘町規制第 7 号）



凡例

記号	区分
	水源保護地域
	湧水・ため池
	ポンプ場（用水及び防火用水）
	ポンプ場（簡易水道）
	消火栓
	愛荘町が把握している湧水
	八日市浄水場

凡例	
	都市計画対象道路事業実施区域



出典：「大切な地下水を守るために」（平成28年3月、東近江市提供）  
「愛荘町水源保護地域図面」（平成26年4月1日愛荘町規制第7号）

図 4-2-27 水源保護地域位置図

## 7.32 地方公共団体の条例等に基づく自然環境の保全を目的に指定された区域

### (1) 滋賀県自然環境保全条例第十九条第一項の規定により指定された緑地環境保全地域

調査区域には、「滋賀県自然環境保全条例」(昭和48年10月9日滋賀県条例第42号)第十九条第一項の規定により定められた緑地環境保全地域として、老蘇の森、押立神社の社叢林があります。

調査区域における緑地環境保全地域の指定状況は表4-2-43に、緑地環境保全地域位置図は図4-2-28に示すとおりです。

表4-2-43 緑地環境保全地域の指定状況

区分	名称	区域	面積 [ha]	指定年月日
緑地環境 保全地域	老蘇の森	近江八幡市安土町東老蘇の一部	4.95	平成元年8月30日
	押立神社の 社叢林	東近江市北菩提寺町および東近江市南菩提寺町の一部	3.90	平成元年8月30日

出典：「滋賀の環境2022(令和4年版環境白書)【資料編】」(令和5年1月、滋賀県)

### (2) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例第八条第一項に基づくヨシ群落保全区域

調査区域には、「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」(平成4年3月30日滋賀県条例第17号)第八条第一項の規定により定められたヨシ群落保全区域があります。

琵琶湖におけるヨシ群落保全区域の指定状況は表4-2-44に、調査区域の内湖におけるヨシ群落保全区域の指定状況は表4-2-45に、調査区域におけるヨシ群落保全区域図は図4-2-28に示すとおりです。

表4-2-44 琵琶湖におけるヨシ群落保全区域の指定状況

	琵琶湖					
	全域	北湖	南湖	保護地区	保全地域	普通地域
指定植生面積[ha]	156	92	64	33.5	104.9	17.8

注) 保全地域：ヨシ群落保全区域の中でも、相当規模のヨシ群落を有するか、又はある程度のヨシ群落が存在し、そのヨシを保全することにより、隣接するヨシ群落と一体となって群落を形成することが可能なところを保全地域として指定。

保護地区：ヨシ群落保全地域の中でも、すぐれたヨシ群落が形成され、魚や鳥などの動物にも有効に利用されており、その生態系の保全を図る上で特に重要であると認められるところを保護地区として指定。

普通地域：ヨシ群落保全地域の中で、保全地域・保護地区以外の区域を普通地域として指定。

出典：「滋賀の環境2022(令和4年版環境白書)【資料編】」(令和5年1月、滋賀県)

表4-2-45 内湖におけるヨシ群落保全区域等の指定状況

	保全地域			普通地域
	西の湖	曾根沼	大同川(伊庭内湖)	野田沼
指定植生面積[ha]	94.6	4.2	2.7	0.7

出典：「滋賀の環境2022(令和4年版環境白書)【資料編】」(令和5年1月、滋賀県)

**(3) ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第二十一条第一項に基づく生息・生育地保護区**

調査区域には、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成 18 年 3 月 30 日滋賀県条例第 4 号）第二十一条第一項の規定により定められた生息・生育地保護区として、布施溜・新溜水生植物生育地保護区、佐目風穴コウモリ類および石灰岩性植物生息・生育地保護区があります。

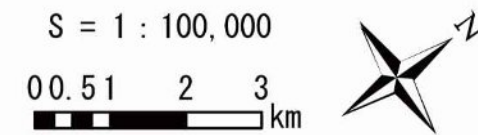
調査区域における生息・生育地保護区位置図は、図 4-2-28 に示すとおりです。



凡例

記号	名称
●	緑地環境保全地域
■	ヨシ群落保全区域
■	普通地域
○	生息・生育地保護区

凡例	
○	都市計画対象道路事業実施区域



出典：「滋賀の環境 2022（令和4年版環境白書）【資料編】」（令和5年1月、滋賀県）  
 「ヨシ群落保全区域図について」（令和5年4月現在、滋賀県 HP）  
 「生息・生育地保護区の指定について」（令和5年4月現在、滋賀県 HP）

図 4-2-28 緑地環境保全地域、ヨシ群落保全区域、生息・生育地保護区位置図

## 8. その他の事項

### 8.1 廃棄物等に係る関係法令

ここで対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物(以下、「建設副産物」とします。)のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源（建設発生土等）や廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を含むものです。

建設副産物に係る関係法令等については、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号）の規定により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）の規定に従い適正に処理を行うこととされています。また、原材料として利用の可能性があるもの（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等）及びそのまま原材料となるもの（建設発生土）は、再生資源として、「資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）」（平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号）、並びに個別物品の特性に応じた規制の一つである「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）の規定に従い、再生資源のリサイクルを行うことが規定されています。

一方、循環型社会に向けた各種の活動を支援するものとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号）の規定に従い、国や自治体に環境負荷の低い物品（環境物品）の購入が義務付けられており、各機関では年度ごとに「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 5 年 2 月、環境省）を策定し、特に重点的に調達を推進すべき環境物品等（特定調達品目）を定めています。

国土交通省においては、「令和 4 年版国土交通白書 2022」（令和 5 年 4 月現在、国土交通省）によると、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）の規定により、全国一斉パトロール等による法の適正な実施の確保に努めています。また、中長期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進するため、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～」（令和 2 年 9 月、国土交通省）を策定しています。

滋賀県においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）第五条の五第一項の規定により、「滋賀県廃棄物処理計画」（平成 14 年 3 月、滋賀県）が策定されました。その後廃棄物処理の現状と課題、将来予測等を踏まえて 5 年ごとにこの計画の見直しを行いながら、廃棄物の減量や適正処理の推進に取り組んでおり、「第五次滋賀県廃棄物処理計画」（令和 3 年 7 月、滋賀県）を策定しています。

## 8.2 廃棄物等の再利用・処分技術の現況

建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れは、図 4-2-29 に示すとおりです。

国土交通省では「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～」（令和 2 年 9 月、国土交通省）を策定し、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策をとりまとめています。本計画では、維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて、今後は「質」の向上が重要な視点になるとしているほか、建設廃棄物の再資源化率等に関する 2024 年度達成基準を設定し、建設リサイクルを推進するものとしています。また、新規施策として、「廃プラスチックの分別・リサイクルの促進」、「リサイクル原則化ルール改定」、「建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用」に取り組むことが示されています。

滋賀県では、「第五次滋賀県廃棄物処理計画」（令和 3 年 7 月、滋賀県）を策定しています。この計画は、廃棄物処理の状況や第四次計画の目標や施策の達成状況、廃棄物の排出量等に係る将来予測、「第五次滋賀県環境総合計画」（平成 31 年 3 月、滋賀県）、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月、環境省）やその他の計画・方針等を踏まえたものです。

滋賀県における産業廃棄物（建設業）の令和 7 年度の将来予測及び目標は、表 4-2-46 に示すとおりです。

令和 7 年度の将来予測値は、再生利用率が 46%、最終処分率は 2.8%となっています。

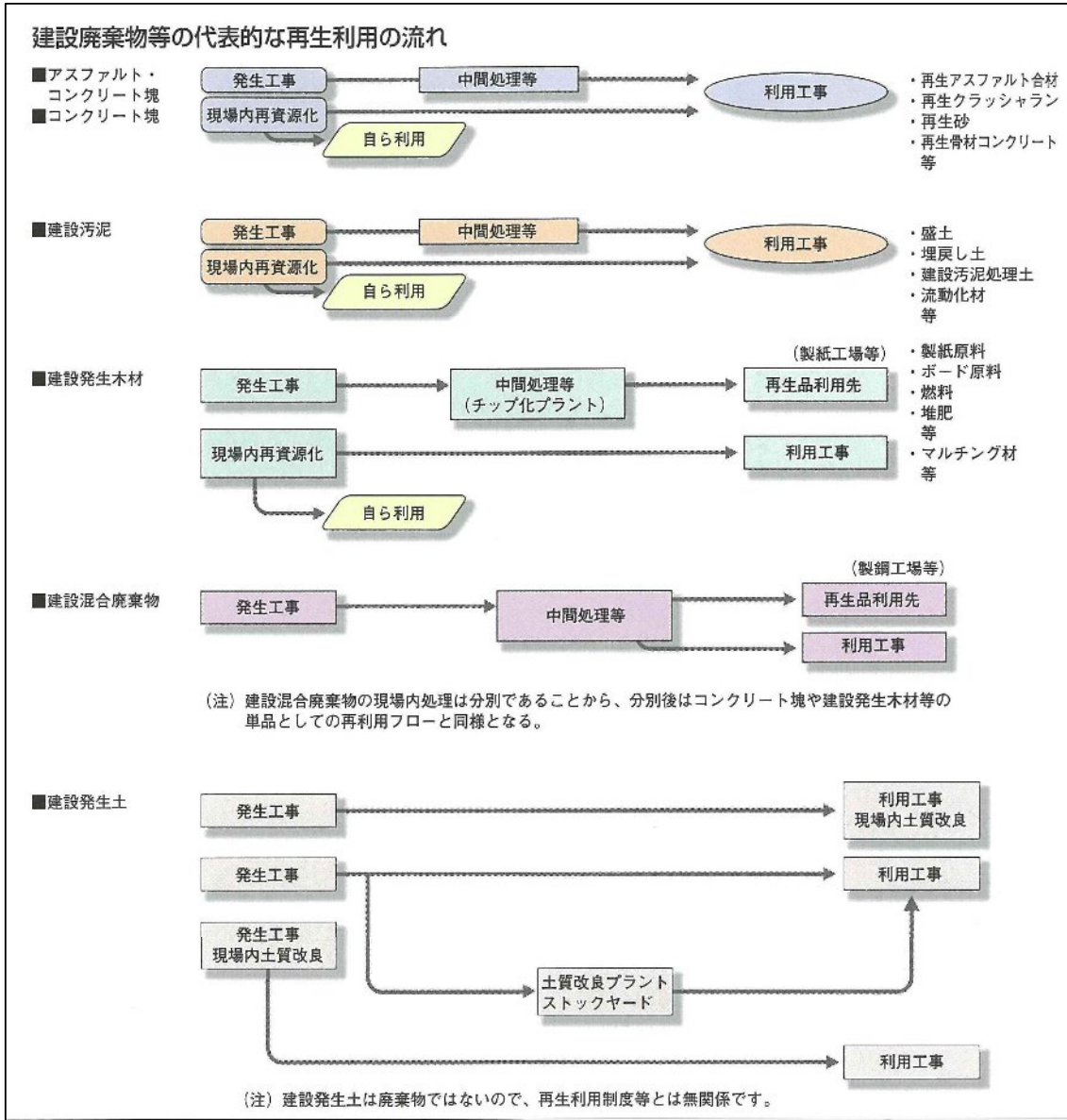
表 4-2-46 産業廃棄物（建設業）の実績値及び将来予測値・目標値（滋賀県）

項目		平成 30 年度 (実績)	令和 7 年度 (将来予測)	令和 7 年度 (目標)
建設業	排出量[万 t]	108	111	-
産業廃棄物	総排出量[万 t]	385	388	385
	発生量[万 t]	211	211	209
	再生利用量[万 t]	178	177	176
	再生利用率[%]	46	46	46
	有効利用率[%]	91	91	-
	最終処分量[万 t]	10.5	10.7	9.8
	最終処分率[%]	2.7	2.8	2.5

注 1) 発生量は、総排出量のうち、汚泥が排出事業所内で脱水され減量された分を引いたもの。

注 2) 有効利用率は、「有効利用された量」を「発生量」で除したもの。

出典：「第五次滋賀県廃棄物処理計画」（令和 3 年 7 月、滋賀県）



出典：「よくわかる建設リサイクル 2020」(令和3年2月、建設副産物リサイクル広報推進会議)

図 4-2-29 建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れ

### 8.3 廃棄物等の処理施設等の立地状況

調査区域における産業廃棄物処理施設（最終処分）は表 4-2-47 に、産業廃棄物処理施設（中間処理）は表 4-2-48 に、産業廃棄物処理施設位置図は図 4-2-30 に示すとおりです。

調査区域内に施設の所在地を有する最終処分の産業廃棄物処理業者は 2 社、中間処理業者は 31 社あります。

表 4-2-47 産業廃棄物処理施設（最終処分）

番号	市町名	業者名	施設所在地	処理内容	廃棄物の種類	埋立面積 (埋立容量)
1	東近江市	ツチダ開発株式会社	東近江市五箇荘奥町字東川原 38 番、75 番 1、76 番	安定型埋立	廃プラ ゴムくず ガラス陶器 がれき類	5,213 m <sup>2</sup> (20,860 m <sup>3</sup> )
-		有限会社北口産業	東近江市五箇荘奥町字東川原 35 番 1、35 番 4、36 番 1、36 番 2、37 番	安定型埋立	廃プラ ゴムくず ガラス陶器 がれき類	5,292.21 m <sup>2</sup> (17,557.14 m <sup>3</sup> )

注 1) 令和 5 年 2 月 1 日時点の情報である。

注 2) 番号が“-”は、詳細な位置が不明で図示できなかったものを示す。

出典：「産業廃棄物処分（最終処分）業者一覧」（令和 5 年 4 月現在、滋賀県 HP）

表 4-2-48(1) 産業廃棄物処理施設（中間処理）

番号	市町名	業者名	施設所在地	処理内容	廃棄物の種類	処理能力	
1	彦根市	岐建株式会社	彦根市鳥居本町字縄手 2901 番 11	破碎	がれき類	480t/日	
2		株式会社石田産業	彦根市高宮町字溝ノ部 2707 番 3、 2706 番 2、2704 番 2		破碎	廃プラ	3.4t/日
						ゴムくず	3.03t/日
						金属くず	4.98t/日
						ガラス陶器	4.8t/日
						がれき類	4.8t/日
						紙くず	2.8t/日
						木くず	4.85t/日
					繊維くず	0.99t/日	
					圧縮	廃プラ	240.8t/日
		紙くず	152.8t/日				
3		株式会社杉本商事	彦根市南川瀬町字東野 727 番 1		溶融	廃プラ	0.5t/日
					焼却	廃プラ	0.09t/日
4		湖北総合開発株式会社	彦根市甲田町字坂ノ下 525 番、 529 番、528 番 1、530 番、530 番 2 彦根市甲田町字流レ 485 番、486 番、 487 番、487 番 1、488 番、489 番、 490 番、491 番		破碎	廃プラ	4t/日
	ガラス陶器					159.2t/日	
がれき類	352t/日						
					木くず	160t/日	
				分級・脱水・固化	汚泥 廃プラ 金属くず ガラス陶器 がれき類 木くず	520 m <sup>3</sup> /日	
5	有限会社伊藤金属	彦根市野田山町字八反切 750 番 1		破碎	廃プラ	2.64t/日	
					ゴムくず	3.92t/日	
					金属くず	8.51t/日	
					ガラス陶器	7.54t/日	
					がれき類	3.77t/日	
					紙くず	2.26t/日	
					木くず	4.14t/日	
繊維くず	0.9t/日						
6	株式会社成功産業	彦根市野田山町 833 番地 2		破碎	廃プラ	3.6t/日	
					ゴムくず	4.4t/日	
					金属くず	4.7t/日	
					ガラス陶器	4.2t/日	
					がれき類	4.8t/日	
					紙くず	2.0t/日	
					木くず	4.0t/日	
繊維くず	0.9t/日						
7	有限会社光田産業	彦根市野瀬町字下川原 348 番地		破碎	廃プラ	4.5t/日	
					ゴムくず	4.7t/日	
					金属くず	3.6t/日	
					ガラス陶器	4.0t/日	
					がれき類	4.1t/日	
					紙くず	4.7t/日	
				木くず	4.4t/日		
繊維くず	4.0t/日						
				溶融	廃プラ	0.4t/日	
8	株式会社明豊建設	彦根市高宮町字ノンハク 2124 番 1、2125 番 1、2126 番、2129 番		破碎	がれき類	450t/日	

表 4-2-48(2) 産業廃棄物処理施設（中間処理）

番号	市町名	業者名	施設所在地	処理内容	廃棄物の種類	処理能力
9	近江八幡市	ツチダ開発株式会社	近江八幡市長光寺町字瓶割山 951 番地 10	破砕	廃プラ	35.3t/日
					ゴムくず	52.4t/日
					金属くず	113.9t/日
					ガラス陶器	121.0t/日
					がれき類	149.2t/日
					紙くず	17.1t/日
					木くず	55.4t/日
					繊維くず	12.1t/日
				圧縮	廃プラ 金属くず ガラス陶器	2.1t/日
					廃プラ 紙くず	22.5t/日 27.0t/日
選別	廃プラ ゴムくず 金属くず ガラス陶器 がれき類 紙くず 木くず 繊維くず	104.0t/日				
10	近江八幡市	株式会社 プロテック	近江八幡市安土町上出字龍石 992 番 21 の一部	圧縮	廃プラ	4.8t/日
				破砕	廃プラ	4.8t/日
					ガラス陶器	4.8t/日
					木くず	4.8t/日
				焼却	汚泥	2.8t/日
					廃油	0.8t/日
11	東近江市	株式会社安田組	東近江市大清水町字一斗川原 533 番 1、534 番	破砕	ガラス陶器	1,077t/日
					がれき類	1,077t/日
12		ツチダ開発株式会社	東近江市五個荘奥町字東川原 38 番	破砕	がれき類	1,040t/日
13		奥儀建設株式会社	東近江市中戸町字宝田 662 番	破砕	がれき類	560t/日 (70t/時)
14		有限会社 リサイクルセン ター増井商店	東近江市瓜生津町 721 番地	焼却	紙くず	4.861t/日
					木くず	4.8t/日
					繊維くず	4.465t/日
15		株式会社 スリーケー	東近江市鯉江町字 枯川 2189 番 1	発酵	汚泥	4.5t/日 (8 時間)
					動植残さ	4.5t/日 (8 時間)
16		サタ山善株式会社	東近江市蛇溝町字 長谷野 1388 番の 一部	破砕	ガラス陶器	1,400t/日 (8 時間)
					がれき類	1,400t/日 (8 時間)

表 4-2-48(3) 産業廃棄物処理施設（中間処理）

番号	市町名	業者名	施設所在地	処理内容	廃棄物の種類	処理能力
17	愛荘町	竹山建設株式会社	愛荘町愛知川字采女 651 番 5	破碎	がれき類	640t/日
18		巖本金属株式会社	愛荘町長野 343 番	破碎	廃プラ ゴムくず 金属くず ガラス陶器 がれき類 紙くず 木くず 繊維くず	480t/日
19		日鉄萬金属株式会社	愛荘町長野字下牛ヶ瀬 328 番 2 愛荘町長野字下小清水 1414 番 1 愛荘町長野字小山 1404 番 1	破碎	廃プラ	141.1t/日
					ゴムくず	4.5t/日
					金属くず	4.7t/日
					ガラス陶器	227.8t/日
					がれき類	201.6t/日
	紙くず				9.6t/日	
木くず	298.4t/日					
繊維くず	3.8t/日					
廃プラ	4.8t/日					
ゴムくず	2.3t/日					
金属くず	240t/日					
ガラス陶器	215.2 m <sup>3</sup> /日					
20	湖北総合開発株式会社	愛荘町斧磨字蜂谷 935 番 2、936 番 2、937 番 1、937 番 3、938 番 2、939 番 2、940 番 1、941 番 1、942 番 1、943 番、945 番、947 番、948 番、949 番、950 番、951 番、1509 番、1510 番	破碎	がれき類	360t/日	
						21
金属くず	12.16t/日					
22	豊郷町	有限会社ヤマダ油脂	豊郷町大字八町字油田 1602 番、1609 番、1610 番	固液ろ過	廃油	9.7 m <sup>3</sup> /日

表 4-2-48(4) 産業廃棄物処理施設（中間処理）

番号	市町名	業者名	施設所在地	処理内容	廃棄物の種類	処理能力
23	甲良町	株式会社杉本商事	甲良町大字在土字古田 684 番 1、685 番 1	選別	廃油	45 m <sup>3</sup> /日
					廃酸	45 m <sup>3</sup> /日
					廃アルカリ	45 m <sup>3</sup> /日
					廃プラ	45 m <sup>3</sup> /日
					金属くず	45 m <sup>3</sup> /日
				破砕	廃プラ	29.6t/日
					紙くず	31.7t/日
					木くず	29.68t/日
				圧縮固化	繊維くず	31.7t/日
廃プラ 紙くず 木くず 繊維くず	25.44t/日					
24	甲良町	クリーンワーク株式会社	甲良町大字在土字古田 683 番 2	破砕	廃プラ	0.84t/日
					ゴムくず	1.4t/日
					金属くず	3.25t/日
					ガラス陶器	3.12t/日
					がれき類	4.91t/日
					紙くず	0.96t/日
					木くず	1.85t/日
繊維くず	0.32t/日					
25	甲良町	(山河商事) 池田こずえ	甲良町大字小川原 字猿木道 957 番	移動式破砕	がれき類	392t/日
26	甲良町	有限会社山河商事	甲良町大字小川原 字猿木道 956 番 1、 956 番 2	焼却	木くず	1.44t/日
				破砕	廃プラ	3.28t/日
					ゴムくず	4.8t/日
					金属くず	6.32t/日
					ガラス陶器	10.61t/日
					がれき類	4.07t/日
					紙くず	2.64t/日
					木くず	4.81t/日
繊維くず	1.04t/日					
27	甲良町	有限会社丸山商事	甲良町大字小川原 字北原出 1096 番 1、 150 番 1	破砕	廃プラ	1.0t/日
					ゴムくず	2.7t/日
					金属くず	2.4t/日
					ガラス陶器	1.6t/日
					がれき類	2.2t/日
					紙くず	1.2t/日
					木くず	1.9t/日
				繊維くず	1.8t/日	
				選別	廃プラ 金属くず ガラス陶器 がれき類 紙くず 木くず	103.7 m <sup>3</sup> /日 (8 時間)

表 4-2-48(5) 産業廃棄物処理施設（中間処理）

番号	市町名	業者名	施設所在地	処理内容	廃棄物の種類	処理能力
28	甲良町	有限会社 滋賀エナジー	甲良町大字小川原字東 川原 867 番	破砕	廃プラ	3.4t/日
					ゴムくず	4.9t/日
					金属くず	4.7t/日
					ガラス陶器	4.2t/日
					紙くず	2.99t/日
					木くず	4.81t/日
					繊維くず	1.0t/日
				圧縮	廃プラ	140t/日
					ゴムくず	208t/日
					金属くず	452t/日
29	甲良町	シームウッド 株式会社	甲良町大字北落 1064 番	破砕	木くず	145.6t/日
30	甲良町	ジェイ・ティ・エム 株式会社	甲良町大字正楽寺字土 江ノ内 212 番 1、228 番 1、 234 番	破砕	廃プラ	19.2t/日(8時間) 24t/日(8時間)
-	甲良町	有限会社宮川商事	甲良町大字池寺字西ケ 岡 1232 番 22	油水分離	汚泥 廃油	5 m <sup>3</sup> /日

注 1) 令和 5 年 2 月 1 日時点の情報である。

注 2) 番号が“-”は、詳細な位置が不明で図示できなかったものを示す。

出典：「産業廃棄物処分（中間処理）業者一覧」（令和 5 年 4 月現在、滋賀県 HP）

